

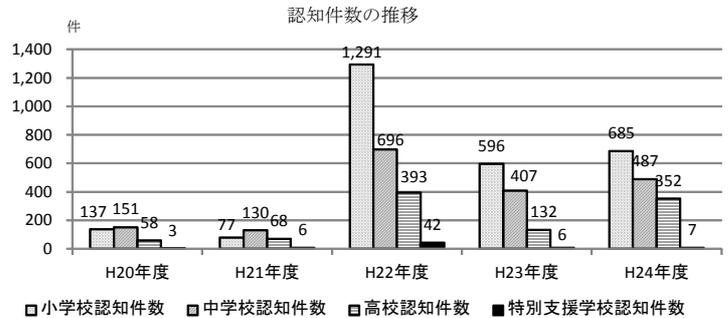
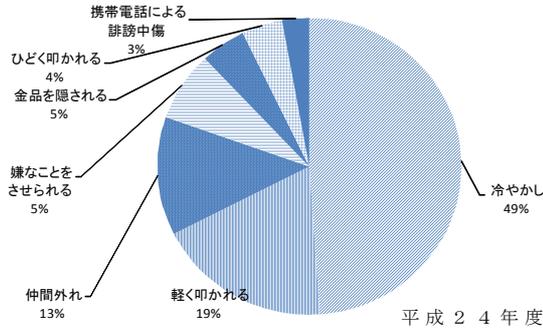
3-⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組 1 6 いじめの早期発見・早期解決

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

1 現状

平成24年度のいじめ認知件数は、小学校685件、中学校487件、高等学校352件、特別支援学校7件、合計1,531件でした。パソコンや携帯電話等を使ったいじめは、発見することが難しくなっているため認知件数は少ないですが、アプリケーションソフトを使った事案が増えています



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

(1) 小・中学校

① いじめの早期発見

県内のすべての公立小・中学校において、いじめの実態把握のためのアンケート調査に毎月取り組んでおり、いじめ発見のきっかけの多くを占めています。（表1）

また、いじめられた児童生徒は、主に教職員や保護者・家族に相談しています。（表2）

【表1】 いじめの発見の主なきっかけ（平成24年度）（単位：件）

きっかけ	学校種	小学校	中学校
アンケート調査など学校の取組により発見		198 (29%)	197 (40%)
本人からの訴え		225 (33%)	124 (25%)
学級担任が発見		115 (17%)	34 (7%)
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え		85 (12%)	51 (10%)

【表2】 いじめられた児童生徒の主な相談の状況（平成24年度）※複数回答（単位：件）

相談相手	学校種	小学校	中学校
学級担任に相談		607 (89%)	411 (84%)
学級担任以外の教職員に相談		41 (6%)	113 (23%)
保護者や家族等に相談		111 (16%)	122 (25%)
S C等の相談員に相談		32 (5%)	27 (6%)

※表1、2の（ ）は認知件数に対する割合

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

② いじめの早期解決

平成24年度、認知されたいじめについては、小学校では98%、中学校では96%が学校の指導の結果、解消しています。

各学校において、学級内でのトラブルを含め、学級の諸問題を自分たち自身で見付け、解決方法を考え、協力して実践していく自主的、自発的な活動の充実が大切です。

(2) 高等学校

① すべての学校が、きめ細かな生徒観察や学期ごとのアンケート調査・個別面談等を通しいじめの早期発見に努めています。

② 公立高校及び県立特別支援学校におけるいじめ問題を含めた生徒指導上の諸問題について、各校の生徒指導主事等を対象とした生徒指導対策協議会を年3回行い、各学校の生徒指導の充実・改善を図るとともに、生徒指導體制の確立に資する活動を行っています。

③ メールやインターネット上のサイトに係る生徒間のトラブルやいわゆる「ネット上のいじめ」等への対応として、「学校非公式サイト等調査・監視」事業を行い、生徒による不適切な投稿の監視や各校への情報提供・支援を行っています。また、生徒・保護者への啓発活動にも力を入れています。

(3) 特別支援学校

① 県立特別支援学校では、教職員が日常的に児童生徒一人ひとりの状態を確認できる状況にあり、体調等の変化を素早く把握し、いじめの早期発見・早期解決に取り組んでいます。

② 児童生徒へのアンケート調査等を通し、学校全体でいじめの早期発見・早期解決につなげています。

2 課題

- (1) 各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を組織的に推進すること
- (2) いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めること

3 取組の方向

- (1) 自らの学校としてどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、適正に対応します。
- (2) いじめの早期発見や適切な指導ができるよう各教職員の指導力の向上を図り、早期解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組んでいきます。
- (3) いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努めます。
- (4) 校内の教育相談体制を充実させ、児童生徒一人ひとりの個性を尊重する細やかで温かな指導を行うとともに、個別の課題に対して速やかな対応を図ります。
- (5) いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指します。
- (6) インターネット上でのいじめ問題を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化する特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。【取組11再掲】

4 主な取組内容

- (1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを全教職員が十分認識し、いじめを許さない校風の醸成及び児童・生徒集団の育成に努めます。
- (2) あらゆる教育活動を通して、児童生徒の健全育成に向けた一貫性のある指導を行うために、校長を中心とする全職員が、自校の課題についての共通の理解を持ち、組織的な指導の展開に向けて校内体制を充実させます。
- (3) きめ細かな生徒観察や定期的なアンケート調査、個人面談の実施等により、早期発見に努めます。
- (4) 学級において、話し合いで学級の諸問題を解決する体験を充実させます。
- (5) 連絡ノートを活用、電話連絡、家庭訪問等により保護者と連絡を密にし早期発見・早期解決を図るとともに、地域行事への参加等、地域と日常的に連携し、児童生徒の情報共有を図ります。
- (6) 公立の小・中・高校へのスクールカウンセラー配置により相談体制を充実します。また、教職員がスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員と緊密に連携し、早期発見・早期解決を図ります。
- (7) いじめ等の問題行動の早期解決に向けた「いじめ問題対策チーム」を設置し、家庭環境等に起因するいじめに対応するため外部専門家（スクールソーシャルワーカー）を学校に派遣します。
- (8) いじめが発生した場合は、詳細な事実確認及び当該保護者への説明責任を果たします。さらに、法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- (9) インターネット上でのいじめ防止のため、児童生徒や保護者向けの講習会を行い、情報モラルの育成を図ります。また、教職員研修等を通じ、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、教員の理解を深めます。【取組11再掲】

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 認知したいじめのうち、指導の結果、解消した件数の割合	小 98%(H24) 中 96%(H24) 高 85%(H24) 特別支援100%(H24)	全校種 100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 中学校等で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の怖さのほかにいじめ問題に共通する児童生徒にとって対処が難しい方法（友人の誘いの断り方や先生への相談方法）についても重点的に説明を行っています。（薬務課）
- (2) 少年相談活動や少年警察補導員、スクールサポーター等の学校訪問活動により、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら的確な対応をしています。（県警少年課）

